特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東白川村は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

東白川村長

公表日

平成31年3月1日

[平成31年1月 様式2]

朗油情報

_I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	国民年金に関する事務				
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種届出・申出・申請・請求に伴う受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務に利用する。 ①国民年金第1号被保険者の資格に関する届出の受理・審査・報告事務 ②国民年金任意加入被保険者の資格に関する申出の受理・審査・報告事務 ③付加保険料に関する申出の受理・審査・報告事務 ④国民年金保険料の法定免除に関する届出の受理・審査・報告事務 ⑤国民年金保険料の免除、猶予、学生納付特例に関する申請の受理・審査・報告事務 ⑥基礎年金(国民年金のみ)等に関する裁定請求の受理・審査・報告事務 ⑦寡婦年金・死亡一時金等に関する請求の受理・審査・報告事務 ⑧国民年金受給権者(老齢基礎年金除く)の現況届の受理・審査・報告事務 ⑨年金手帳の再交付申請の受理・審査・報告事務 ①国民年金加入者の宛名の管理				
③システムの名称	国民年金システム、ねんきんネットシステム、宛名管理システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名	ž				
国民年金ファイル、国民年金加	1入者ファイル、宛名ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、 別表第一(31の項)				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	村民課				
②所属長の役職名	村民課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・					
請求先	東白川村総務課行政係 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 ☎ 0574-78-3111				
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ				
連絡先	東白川村村民課住民係 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 250574-78-3111				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成	31年2月20日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成31年2月20日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ重	直点項目評価書又は全項	頁目評価書において、リスク対策の詳細が記載					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワーク	フシステムを通じた提供						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	L]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[〇] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・唇	各発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					

変更箇所

	**				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	村民課長 今井 義尚	村民課長	事後	
	いつの時点の計数か	平成27年3月13日 時点	平成31年2月20日 時点	事後	
平成31年2月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月13日 時点	平成31年2月20日 時点	事後	